

日本農芸化学会中四国支部

支部長 川向 誠

2018年6月29日

### 日本農芸化学会中四国支部賛助企業としてのご寄付のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、日本農芸化学会の下部組織である日本農芸化学会中四国支部は、中四国地区での農芸化学分野の活発な交流と発展を目指して2001年に発足し、2018年に設立17年目を迎えました。本支部では、支部大会、例会、市民フォーラム、若手シンポジウム等を開催するとともに、支部奨励賞や支部技術賞等を設け、中四国地区における農芸化学関連の研究・教育及び地域産業の活性化に努めております。

この度は、本支部のより一層の発展のために、貴社には中四国支部賛助企業としてご援助を賜りたく、ご依頼申し上げます。ご寄付いただける場合は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、支部事務局まで郵送、メールまたはFAXにてお送りくださいますようお願い申し上げます。なお、ご寄付は、1口10,000円で、2口以上でお申し込みいただければ幸いです。

日本農芸化学会は2012年に公益社団法人となり、企業の皆様からは賛助企業として寄付でのご協力をいただくようになりました。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

支部事務局連絡先： 〒690-8504 島根県松江市西川津町1060

島根大学生物資源科学部内

日本農芸化学会中四国支部事務局

Tel 0852-32-6583（支部長）6595（庶務）6580（庶務）6579（会計）

FAX 0852-32-6109, E-mail: chushikoku@jsbba.or.jp

寄付金に関しましてご不明な点がございましたら、支部事務局会計幹事 戒能（tkaino@life.shimane-u.ac.jp）までお尋ねください。

公益社団法人 日本農芸化学会

会長 佐藤隆一郎

#### 公益社団法人日本農芸化学会の支部活動に対する賛助金のお願い

拝啓 貴社ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

貴社におかれましては、公益社団法人日本農芸化学会の支部賛助企業として支部の運営に多大のご支援、ご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

公益社団法人日本農芸化学会は、その事業のひとつに産業界と強く連携して日本の社会基盤づくりに大きく貢献することを据えております。各支部におきましても、別紙「本年度の支部活動計画書」に示しますような支部活動をとおして、地域の学术界・産業界への一層の貢献を目指しております。厳しい経済状況を脱したとはまだ言い難い状況のなか、誠に恐縮なお願いではございますが、本年度も、各支部の活動内容をご理解いただき、その運営へのご支援を賜りたくお願い申し上げる次第でございます。

ご賛同いただける場合には、同封の「賛助金申出書」にて賛助金をお願いしたく存じます。お寄せいただいた資金は、該当する支部の行う公益目的事業に大切に使用させていただきます。

該当する支部のホームページには、賛助企業の一覧を掲載するとともに、各企業のホームページへのリンクを設けております。これらは、就職を希望する学生会員が地元優良企業を知るための情報源として活用されていることを申し添えます。

今後とも暖かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ではございますが、貴社のさらなるご発展を心よりお祈り申し上げます。

敬具

#### 法人税法上の優遇措置について

上述の賛助金は、公益社団法人日本農芸化学会の主たる目的である業務に関連する賛助金ですので、税法上の優遇措置が適用されます。すなわち、一般の寄附金とは別枠で、一定額を損金算入して法人税額を低減することができます。限度額は、その法人の資本金や所得の金額によって異なります。詳細については所管の税務者や税理士にお問い合わせください。（法人税法施行令第77条、第77条の2）

## 寄附金の納入方法について

日本農芸化学会中四国支部の趣旨にご賛同いただけます場合は、以下の方法でご寄付をお願いいたします。確認後、日本農芸化学会会長名の受領書を送付させていただきます。お手数ながら、ご寄付いただけます場合は、必ず別紙「寄付金申込書」にご記入いただき、郵送、メールまたは FAX にてお送り下さいますようお願い申し上げます。手数料のご負担も宜しくお願い致します。

公益社団法人日本農芸化学会は、「税額控除制度」における税額控除対象法人の認定を受けております。税制上の優遇措置につきましては、別紙をご覧ください。

振り込み口座：三井住友銀行 白山支店（支店番号228）普通預金

口座番号： 6880982

口座名義： 公益社団法人日本農芸化学会中四国支部

\* 送金手数料は各金融機関でご確認ください

ご不明な点がございましたら、支部事務局会計幹事（戒能）までお尋ねください。

年 月 日

## 寄附(賛助金)申込書

公益社団法人 日本農芸化学会 中四国支部  
支部長 川向 誠 殿

ご住所  
貴社名  
代表者

公益社団法人日本農芸化学会 中四国支部の趣旨に賛同して、下記の寄附をいたしますので、よろしくお取り計らいください。

記

寄附金額： 円  
寄附予定日： 年 月 日  
振込先：三井住友銀行 白山支店（支店番号 228）  
普通預金 6880982  
公益社団法人日本農芸化学会中四国支部

以上

通信欄：請求書： 必要 ・ 不要

請求書が必要な場合は、請求先をお知らせください（企業名と異なる場合のみ）

賛助企業には中四国支部講演会の要旨集をお送り致します。貴社の本件担当者のお名前、ご所属、連絡先を以下に御記入下さい。

お名前

ご所属

ご住所

Tel

FAX

E-mail

\*入金を確認後1か月をめどに受領書を送付させていただきます。

# 寄附金関係の税制について

公益社団法人日本農芸化学会は、2012年3月1日の公益法人への移行後、寄附をした個人や法人が「所得控除制度」の適用を受けることができるようになっていました。

今回、2012年8月22日に「税額控除制度における税額控除対象法人」の認定を受けたことにより、2012年8月22日以降に寄附をした個人は「税額控除制度」の適用を受けることもできるようになりました。

## 1. 個人が寄附した場合の税制上の優遇措置

「所得控除制度」では、寄附金額の一部を所得金額から控除することができるようになっていました。この制度での所得税の税額は、

$$\text{税額} = \{ \text{所得金額} - (\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \} \times \text{税率}$$

※控除できる寄附金額は、所得金額の40%を上限とする。

また、税率は、所得金額に応じて5%から40%まで段階的に変動する。

で決まります。

一方、今回適用を受けることができるようになった「税額控除制度」では、所得金額から算定した所得税の税額から寄附金額の一部を控除することができます。

$$\text{税額} = \text{所得税額} - (\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\%$$

※控除できる寄附金額は、所得金額の40%を上限とする。

また、控除額は、所得税額の25%を上限とする。

寄附をした個人は、「所得控除」と「税額控除」のどちらを適用して納税するかを自由に選択することができます。

ただし、税額控除制度における「40%」の係数は、所得金額が1,800万円超の場合の税率と同じなので、一般的な所得の個人が寄附をした場合には、「税額控除制度」の適用を受けた方が減税効果が大きくなります。

控除金額分は確定申告により還付を申請する必要があります。本会へ寄附して下さった個人へは、本会より「領収書」と「税額控除対象法人であることの証明書の写し」をお送りしますので、両書類を添付して管轄税務署にて確定申告してください。

## 2. 法人が寄附した場合の税制上の優遇措置

法人が行った寄附金のうち、

国や地方公共団体、公共法人に対する寄附金については、その全額を損金算入することができ、学校法人や独立行政法人、特定公益増進法人等に対する寄附金については、一般の寄附金の損金算入限度額（※）と別枠で損金算入

することができます。

（※）

- 1) 資本金等のある法人： $\{(資本金等の額 \times 当期の月数 \div 12 \times 0.375\% + (所得の金額 \times 6.25\%)\} \div 2$
- 2) 資本金等のない法人：所得の金額  $\times 6.25\%$